岐阜保健大学内部質保証ポリシー

大学は本来、自主的、自律的な機関であり、教育の内容を決定し学位を授与することが認められている唯一の機関であることから、大学には高等教育機関としての人材養成機能の強化が求められる。このような観点から、教育の内部質保証は大学にとって、特に重要なものと考えている。また、内部質保証は、大学経営陣や一部組織の活動によって実現するものではなく、大学運営にかかわるすべての教職員全体の目的意識と行動があってはじめて有効なものとなるので全学一致の体制を整備する。

岐阜保健大学(以下「本学」という。)では、内部質保証における全学の方針として、「命と向き合う心、知識、技を持った地域医療に貢献する医療人の育成」という建学の精神に則り、豊かな人間性、高潔な人格と専門的能力を兼ね備えた人材養成を図り、広く地域の保健医療に貢献することを目的としている。

以上のことから、本学では、大学の理念・教育目標の実現に向けて、3つのポリシーに従いPDCAサイクルに基づいた自己点検・評価を行い、その結果に基づいて恒常的・継続的に教育研究活動の充実及び向上を図り、その質を保証していく学内システムを構築し、内部質保証を推進する。

1. 内部質保証の組織

本学における全学的な内部質保証を推進する組織として、岐阜保健大学内部質保証評価 会議(以下「評価会議」という。)を位置付ける。

本学の評価会議は、学長を議長として、本学運営会議の構成員でもある副学長、学園長、 学部長、学科長、研究科長、法人事務局長、大学事務局長がその任を担い、学長が重要かつ 全学的に優先すべきと判断する教育・研究の施策及び課題を審議し推進することを目的に 活動する。このことによって、より効果的に本学の教育・研究活動の充実が期待できる。

また、自己点検・評価委員会は、評価会議が担う機関別認証評価対応をはじめとする全学的な内部質保証の推進活動を二次的に評価するとともに、独自の観点から自己点検・評価を行い、評価会議に報告する。

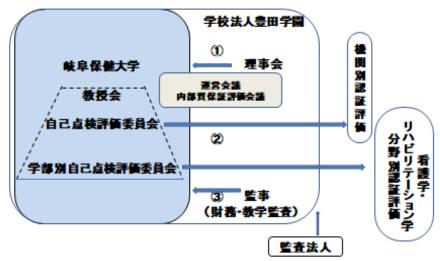
内部質保証の客観性の確保には、外部者の視点・評価も重要である。従来、大学の監査を 行う監事は、財務と業務監査を中心に行われてきたが、本学では教学に関する監事役を置き、 外部からの客観性を位置付ける。

大学運営、財務に関する改革・改善は、法人運営全体の方針と密接に関係していることから、法人の内部質保証活動の一環として推進することを法人に求め、大学がこれに積極的に関与していくこととする。

学長は、毎年度の内部質保証の推進状況を自己点検評価報告書とともに理事会に報告して、その結果を公表する。

2. 内部質保証の手続き

- (1) 評価会議は、機関別認証評価や分野別認証評価のプロセスで示された全学的な教育・研究・地域貢献の関する課題について、問題があれば対応責任組織を速やかに決定し、 改善を指示し、改善状況の報告を求め、評価する。
 - また、認証機関より示された大学財務、運営に関して課題については、必要に応じて法人に対して、改善の検討・実施及びその報告を依頼する。
- (2) 評価会議は、本学ディプロマ・ポリシー (DP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、アドミッション・ポリシー (AP) に基づき、看護学部およびリハビリテーション学部 並びに大学院看護学研究科で実施されている教育、研究活動に伴う評価・改善の取組み 状況について、毎年度それぞれの活動の責任を担う委員会等から報告を求め、その内容 を評価し、必要な指示を行う。
- (3) 評価会議は、(1)、(2)の取組み内容を毎年度、自己点検・評価委員会に報告する。
- (4) 自己点検・評価委員会は、評価会議から示された(3) の報告内容を評価するとともに、機関別認証評価とは独自の観点から大学諸課題を評価する。
- (5) 自己点検・評価委員会は、(4)の評価結果を評価会議に示す。
- (6) 評価会議は、(5)で示された自己点検・評価委員会からの評価を次年度の各部門の活動に反映させるものとする。
- (7) 学長は、上記に関するそれぞれの取組み内容を全学の内部質保証活動として、毎年度 理事会に報告するとともに大学ホームページを通じて学外に公表する。



① 私立学校法 36条 ② 学校教育法109条 ③ 私立学校法37条 岐阜保健大学 内部質保証システム